

自動車事故被害者支援体制等整備事業（短期入院協力事業）

実施細目

（通則）

第1条 自動車事故被害者支援体制等整備事業（短期入院協力事業）に係る補助金（以下「本補助金」という。）については、法令又は予算の定めるところに従い、被害者保護増進等事業費補助金交付要綱に規定するもののほか、この実施細目の定めるところによる。

（本補助金の交付対象）

第2条 本補助金は、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第1項の規定による許可を受けた病院であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす者（以下「間接補助事業者」という。）を交付対象とする。ただし、過去3カ年度以内に自動車事故被害者支援体制等整備事業において、補助金の返還を求められたことのある者等（団体を含む。）については本補助金への申請を原則制限するものとする。

一 短期入院協力病院

イ 短期入院協力病院として国土交通省の指定を受けていること。

ロ 第3条に規定する補助対象経費のうち、入院施設支援費の申請をしようとする場合にあっては、補助を受けようとする国の会計年度中に、自動車事故により重度の後遺障害を負った者（独立行政法人自動車事故対策機構の行う介護料の支給に係る受給資格を有する者（以下「重度後遺障害者」という。））の短期入院を受け入れている、又は受け入れる具体的な見込みがあること。

二 重点支援病院

前号の要件を満たし、意欲的にリハビリを提供する重点支援病院として国土交通省の指定を受けていること。

（補助対象経費）

第3条 前条第1号の短期入院協力病院に該当する者に対する本補助金の補助対象経費は、次に掲げる項目の区分に応じ当該各号に定める要件を満たすものとする。ただし、間接補助事業実施期間内に支出した経費のうち、間接補助事業を行うために真に必要な経費であって、本事業に係る部分のみを明確に区分でき、かつ証拠書類によってその金額や根拠等が確認できる経費に限る。

一 入院施設支援費

イ 短期入院する重度後遺障害者の看護・リハビリテーション等に有効なものであること。

ロ 重度後遺障害者の短期入院を受け入れるため、新たに必要となる医療器具・用具等であること。

ハ 間接補助事業者において、既に同類の医療器具・用具等を保有している場合にあっては、以下のいずれかの要件を満たすものであること。

(1) 既存の医療器具・用具等の減価償却期間が経過したことに伴い、これらを更新する場合にあっては、重度後遺障害者の短期入院を受け入れるため、当該医療器具・用具等の質の向上が必要であること。

(2) 既存の医療器具・用具等と同類の医療器具・用具等を増設する場合にあっては、重度後遺障害者の短期入院を受け入れるため、当該医療器具・用具等の数量の増加が必要であること。

ニ 原則として、単一取得価格（複数の医療器具・用具等が一体的に使用される場合にあっては、その合計取得価格）が 10 万円以上であり、かつ、資産として認められるものであること。

ホ 同類の医療器具・用具等に係る申請にあっては、従前に間接補助事業者が本補助金（入院施設支援費に限る。）の交付を受けていないこと。ただし、次に掲げる要件を満たす場合又は短期入院する重度後遺障害者の症状に応じて同類の医療器具・用具等を増設する場合その他増設することが適当であると認められる場合は、この限りではない。

(1) ハ(1)又は(2)の要件を満たす場合

(2) 本補助金の交付を受けて導入した当該医療器具・用具等について、被害者保護増進等事業費補助金交付要綱第 19 条の規定に基づき定められた財産処分制限期間を経過している場合（当該医療器具・用具等を同類のものに更新する場合に限る。）

(3) 以下のいずれかの要件を満たす場合

① 重度後遺障害者の短期入院の受入人数が、直近年度よりも当年度に増加又は増加見込みであること

② 同時期に複数の重度後遺障害者の短期入院の受入実績がある又は受入見込みがあること

ヘ 医療器具・用具等の設置工事費用及び搬入費用が含まれていないこと。

二 利用促進等事務費

イ 重度後遺障害者の短期入院に関する治療・看護の知識・技術等の向上を図るための研修、講演会等（以下「研修等」という。）の参加及び開催に要する経費（以下「研修等経費」という。）

ロ 重度後遺障害者の短期入院に関する治療・看護の知識・技術等の向上を図るための医学図書等の備品類の導入に係る経費（以下「備品類導入費」という。）

ハ 短期入院の利用促進等の向上を図るための広報活動に係る経費（以下「広報活動費」という。）

ニ 短期入院前の在宅家庭訪問（在宅療養生活の実態把握）等の実施による入院計画表の作成等に係る経費（以下「短期入院プラン作成費」という。）

ホ 重点支援病院間における意見交換会の実施による報告書の作成等に係る経費（以下「意見交換会実施費」という。）

(補助率及び補助上限額並びに交付申請の打ち切り)

第4条 第2条第1号の短期入院協力病院に該当する者に対する本補助金の補助率及び補助上限額については、次のとおりとする。

- 一 前条第1号に規定する入院施設支援費にあつては、次に掲げる医療器具・用具等の使用状況の区分に応じて設定する補助率とし、間接補助事業者に別途通知する額を補助上限額とする。
- イ 重度後遺障害者の短期入院を受け入れるために一般的に使用する医療器具・用具等であつて、次の表に掲げるもの 定額

特殊浴槽
車椅子
介護用椅子
介護用ベッド
床ずれ予防対策用具
移乗・体位交換補助用具
移動用リフト
監視カメラ装置
意思伝達装置
痰吸引装置
特殊尿器
医用テレメーター
姿勢保持訓練器具
パルスオキシメーター
各種リハビリ機器

- ロ イに該当しない医療器具・用具等のうち重度後遺障害者の短期入院を受け入れるために使用するものであつて、国土交通省が認めるもの 1/2
- 二 前条第2号に規定する利用促進等事務費にあつては、補助率を定額とし、補助上限額は当該年度の予算の範囲内とする。
- 2 第2条第2号の重点支援病院に該当する者に対する本補助金の補助率は定額とし、補助上限額は、第1号及び第2号にあつては1間接補助事業者につき合計10,000千円を上限とし、第3号にあつては、当該年度の予算の範囲内とする。
 - 一 入院施設支援費
 - 二 利用促進等事務費（意見交換会実施費）
 - 三 利用促進等事務費（前号以外）
- 3 前2項の規定にかかわらず、本補助金の交付状況等により、補助率若しくは補助上限額の変更又は交付申請の打ち切りを行うことがある。

(申請期限)

第5条 申請期限については、補助事業者が別に定める期限とする。

(事前相談)

第6条 間接補助事業者は、原則として、本補助金の申請のうち、入院施設支援費、研修等経費（独立行政法人自動車事故対策機構法13条3号に規定する施設における研修、施設見学又は講演会等の出席等に伴う旅費及び雑費を除く。）、備品類導入費、広報活動費及び意見交換会実施費に係るものにあつては、事業に着手する前に補助事業者に対し、相談し、補助対象経費に該当するものであるかどうか、確認するものとする。

(研修等経費に係る積算方法)

第7条 研修等経費の対象となる間接補助事業の範囲は、受講料、講師に対する謝金、研修等への参加・開催に係る旅費及び雑費とし、その積算については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）等の規定に準じて行うものとする。

(間接補助事業の実施期間)

第8条 間接補助事業は、当該年度中に事業を完了し、かつ、指定する期日までに支払いを完了するものとする。

(支給の制限)

第9条 国、地方公共団体、公益法人等から当該事業と同様の補助金を受けている場合については、本補助金の交付対象外とする。